

議員提出第 2 号議案

品川区高齢者医療入院時負担軽減支援金の支給に関する条例

上記の議案を地方自治法第112条および品川区議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成22年6月25日

提出者 南 恵子 宮崎 克俊

賛成者 安藤 泰作 飯沼 雅子

菊地 貞二 中塚 亮

品川区議会議長

本 多 健 信 様

品川区高齢者医療入院時負担軽減支援金の支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、満75歳以上の高齢者が入院した場合に生じる入院費用等に対する支援金を支給することにより、入院に伴う経済的負担を軽減することを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例により支援金の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 満75歳以上であること。
- (2) 入院時から、引き続き区内に住所を有していること。
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)で規定する病院または診療所であって、

医療保険の適用を受けるもの（介護保険の適用を受けるものを除く。以下「医療機関」という。）に入院していること。

（支援金の対象となる費用）

第3条 支援金の対象となる費用は、医療機関への入院に関して生じた費用とする。ただし、室料差額および保険外診療に係る費用は含まないものとする。

（支援金の支給額）

第4条 支援金の額は、対象者1人につき、入院した日のある月1月当たり1万円を限度とし、前条に掲げる実費相当額とする。

（申請および決定）

第5条 支援金の支給を受けようとする者は、区長に申請し、その決定を受けなければならない。

（決定の取消）

第6条 前条の規定により支援金の支給の決定を受けた者が、第2条に規定する要件に該当しなくなったときは、区長は支援金の決定を取り消すものとする。

（支援金の返還）

第7条 偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けた者があるときは、区長は当該支給を受けた者から返還させるものとする。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。

(説明) 高齢者の入院に伴う経済的負担を軽減する必要がある。